

記載例: 二重納付や納め過ぎた場合

収第21号様式(その2)

過 誤 納 金 債 権 譲 渡 通 知 書										
福島県〇〇地方振興局長		(譲渡人)住 所(所在地) 福島市杉妻町2-16 氏 名(法人名) 福島 花子 代表者 電話番号 (024) 521 - ××××			令和5年 7月 17日					
印 (実印を押印)										
私(当社)の下記過誤納金債権を令和5年 7月 11日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。 また、県税の未納があり、下記過誤納金債権の全部又は一部がその未納に充当された場合、下記の者(譲受人)に未納について説明することを承諾します。										
譲受人	フリガナ	アイツワカマツシオウテマチ								
	住所(所在地)	会津若松市追手町7-5								
	フリガナ	アイツ タロウ	郵便番号	965-8501		電話番号	(0242) 29 - ××××			
	氏名(法人名)	会津 太郎								
過誤納金内訳	年度	期別	科目	登録番号	車台番号	過誤納金発生年月日	納すべき額	納付済額	差過誤納引金	譲渡金額
	5	全期	自動車税種別割	福島5××な〇〇〇〇	〇〇〇〇-×××××	R5.7.11	34,500	69,000	34,500	34,500
発生事由(該当事項を○で囲んでください。) 1 抹消 <input type="radio"/> 2 <input checked="" type="radio"/> 二重納付 3 納め過ぎ										
摘要 ※注意事項を必ず確認してください。 ↑ ※二重納付の場合。納め過ぎた場合は、「3 納め過ぎ」を囲んでください。										

- (注) 1 過誤納金が発生した月の末日までに、管轄の地方振興局県税部に提出してください。
ただし、月末に抹消したものについては翌月5日までに提出してください(必着)。
また、二重納付したものについては、納付した日から一週間以内に管轄の地方振興局県税部に
必着するよう提出してください。(期限を過ぎると納税義務者へ還付されます。)
- 2 譲渡人欄は、必ず譲渡人が自署・押印してください。
印は実印とし、印鑑登録証明書(写しでも可)を必ず添付してください。
- 3 口座振込を希望される場合は、譲受人の振込先を記入してください。
- 4 抹消による還付の場合は、登録識別情報等通知書(写し)、輸出抹消仮登録証明書(写し)、自動車重量税還付申請書付表1(写し) ※永久抹消登録申請と同時に還付申請をした場合交付されます。)、輸出予定届出証明書(写し)、登録事項等証明書(写し)のいずれかを添付してください。
- 5 譲渡人に県税の未納がある場合、過誤納金はその未納に充当され、還付されないことがありますのでご注意ください。
- 6 上記「過誤納金内訳」欄に記載の自動車税の賦課期日(課税年度の4月1日)と申請時で住所地、姓が異なる場合は、住民票、戸籍抄本等の、旧住所(旧姓)から現住所(現姓)のつながりが確認できる書類(写しでも可)を添付してください。

振込先	〇〇銀行 ・金庫	本店・本所
	組合・農協	〇〇支店 ・支所
	普通 ・当座・その他	口座番号 1234567
	口座名義(カナ) アイツ タロウ	

当該通知書を提出する日付を記入してください。

納税義務者が必ず自署し、実印を押印してください。

還付金を譲り受ける方の住所・氏名等を記入してください。

分かる範囲で記入してください。

還付金が発生した事由に○をつけてください。

口座振込を希望される場合は記入してください(譲渡人名義の口座に限ります)。